号外第三十七号

平成二十八年

曜

 \mathbb{H}

六月二十日

月

規 則

規

則

目

次

山梨県規則第三十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

別表第二の二の表世界遺産富士山課の部を次のように改める。

				る事務	
				行に関す	
				号)の施	
			料金の額の承認	第三十二	
		\bigcirc	3 第十条第二項の規定による利用	梨県条例	
				十七年山	
一副所長				平成二	
遺産センタ			時間の変更の承認	管理条例	
富士山世界	\bigcirc		2 第七条第二項の規定による開館	設置及び	
				センター	山課
副所長				世界遺産	富士
遺産センタ			日の変更の承認	立富士山	遺産
富士山世界	\bigcirc		1 第六条第二項の規定による休館	一山梨県	世界

Ш

梨

県

公

報

号

外

第三十七号

平成二十八年六月二十日

						務関する事	条 年 山 条 関 する 第 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	病の保証 保全に係 手観配	富出山梨県
置の要請	定 第十三条第二項の規定による判	定8 第十二条第五項の規定による認	町村長の意見の聴取7(第十二条第二項の規定による市	業者見解書についての意見の申述6 第十二条第一項の規定による事	5 第十条第二項の規定による判定	取の規定による市町村長の意見の聴の規定による市町村長の意見の聴いおいて準用する場合を含む。)	3 第九条第三項(第十二条第四項 の規定による説明書についての意 の規定による説明書についての意	村長の意見の聴取2(第八条第二項の規定による市町	配慮書についての意見の申述1(第八条第一項の規定による景観)
\circ	0	0		0	0		\bigcirc		0
			0			0		0	

山梨県公報号外 −11 第十五条第二項の規定による許一○| − 第三十七号 平成二十八年六月二十日

|--|

発行者

Ш 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

る事務

行に関すめ、規則第一

年山梨県 成二十八 規則(平 条例施行 に関する 慮の手続 る景観配

この規則は、平成二十八年六月二十四日から施行する。 附 則